

ゆたかなくらし



消費者川柳入賞作品をご紹介します! ～わたしの選択、かしこくやさしい消費者になろう～

消費者トラブルや特殊詐欺防止、「消費者市民社会」の実現を目指すことを目的とした消費者川柳の募集も、今年で10周年を迎えました。応募作品数1,871句（応募人数1,113人）と、大変多くの方々にご応募いただきました。いずれも趣向を凝らした作品ばかりでした。

今年の入賞作品に選ばれた作品をご紹介します。

分別で
増やす資源と
減らすゴミ

柿澤 克巳 八十三歳

不捨いも
美味しさ同じ
個性だね

将監東中学校
東葉那 二年

夏休み
祖母に教える
サギ手口

鹿野小学校
菅野 あかり 三年

仙台市長賞

ぼくのため
みんなのために
なるのかな

上杉山通小学校
ベンネーム 氷ピクミン 一年

みやぎ生協賞

冷蔵庫
ぜんぶ見てから
おかいもの

宮城教育大学附属小学校
谷口 壮太郎 二年

アイリスオーヤマ賞

手前取り
暮らしの配慮
奥深い

渡邊 弘恵 五十歳

よく読んで
小さい文字に
守られる

八軒中学校
木津 乃奏 二年

これなに
ぼくもできるよ
ごみぶんべつ

荒井小学校
足立 楠 二年

仙台市教育長賞

買うたびに
相手を想う
結びつき

ベンネーム マンティン
五十七歳

未来見て
選ぶ私が
変える今

東北高等学校
阿子島 新 二年

欠かせない
大事な資源
ウォーターサー

東北高等学校
阿部 拓磨 二年

配膳は
ロボット下げ膳
いまだ人

ベンネーム アバデ
五十七歳

地場野菜
地域活性
ちよう(町・腸)活性

鶴谷小学校
ベンネーム タナカ 六年

JIA仙台賞



【消費者川柳講評】 選考委員長 川柳宮城野社 主幹 雲石 隆子

今年は、10周年を迎えた「消費者川柳」。小学生から一般の皆さんまで各世代から多数のご投稿を頂きました。酷暑の夏、特殊詐欺や闇バイトが社会的な話題になっています。作品には家族のコミュニケーションの大切さ、落ち着いて物事に対応することが警鐘として詠まれています。ぜひご参考にして下さい。

作品は増やす、減らす等と対句法を使ったり、韻を踏んだりしたもので10周年にふさわしい秀句ばかりでした！

消費が増える年末年始 トラブルにあわないためのチェックポイント

年末年始は、クリスマスなどのイベントや新年を迎える準備など、普段よりも消費行動が多くなります。また、家にいる時間も増え、不用品の整理や住まいの大掃除をする機会も多いこの時期。トラブルに巻き込まれないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう！

インターネット通販

トラブル事例

SNSの広告からアクセスしたサイトで美容液を購入した。商品が届き納品書を確認したら、定期購入になっており、次回発送日の記載があった。解約したいと、業者に連絡したが電話がつながらない。



チェック！



購入条件や返品の条件、事業者の情報は確認しましたか？

最終確認画面はスクロールして、全部確認しましたか？



★ 通信販売は、クーリング・オフ^{*}の対象外です。

申込をする前に、合計金額や購入回数など確認することが大切です。スクリーンショットで最終確認画面を保存しておくと安心です。

住宅の点検商法

トラブル事例

突然事業者に「屋根の無料点検をしている。」と来訪されたので依頼したら、「瓦がずれている。このままだと大変なことになる。」と言われて、工事の勧誘をされた。不安に思いその場で40万円の契約をしたが、やっぱりキャンセルしたい。



チェック！

「無料」だからと安心して、点検を依頼していませんか？

事業者の説明をうのみにしていませんか？

★ 安易に点検に応じると、不安をあおられ、契約を迫られるかもしれません。その場で契約せず、複数の事業者から見積りを取るなどして、十分に検討しましょう。工事終了後でも、法定の契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ^{*}が可能です。早めに消費生活センターに相談しましょう。



強引な訪問購入

トラブル事例

「なんでも不用品を買い取る。」と電話で連絡してきた事業者に訪問してもらったら、売るつもりのない宝石や貴金属を見せるよう迫られ、安値で強引に買い取られてしまった。



チェック！



突然訪問されていませんか？

事前に承諾していない物品の売却を求められていませんか？

売却した場合、契約書は受け取りましたか？

★ 事前の約束なく訪問することは禁止されています。売る予定のない貴金属などは見せてはいけません。契約後は、契約書の内容をよく確認しましょう。法定の契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ^{*}が可能で、商品の引渡しを拒否できます。

海産物の電話勧誘

トラブル事例

「海外で日本の海産物が問題になっていて、売れない状況なので助けてほしい。」と自宅に電話があったので、勧められたものを購入した。送られてきたものを見たら、鮮度の落ちた質の悪いものばかりだった。



チェック！

必要以上に情に訴えていませんか？

断ったはずなのに、一方的に商品が届いていませんか？

★ 悪質な事業者は、消費者の親切心につけ込んでいます。少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。断ったはずなのに、商品が送られてきた場合、事業者の情報を控えてから受取を拒否し、代金を支払わないようにしましょう。電話勧誘販売は、クーリング・オフ^{*}ができます。法定の契約書を受け取ってから8日以内であれば、手続きができます。

*クーリング・オフ：訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引について、一定の期間内であれば理由を問わず無条件で申込の撤回や契約の解除ができる制度

機能性表示食品制度等に関する食品表示基準が改正されました

食品表示基準の改正が令和6年9月1日に施行され、機能性表示食品や特定保健用食品に関する制度が見直されました。健康被害の発生を未然に防止しつつ、機能性表示食品などの信頼性を向上させるために、どのような点が変わったのでしょうか。改正内容の一部を紹介します。

機能性表示食品とは、事業者が食品の安全性と機能性の科学的根拠などの資料を国へ届け出た食品。国の審査は行われないため、表示は事業者の責任なんだよ。



① 健康被害の情報提供の義務化

事業者は、機能性表示食品等として届け出た食品による健康被害と疑われる情報を把握した場合、その情報を収集し、速やかに消費者庁長官と都道府県知事等に提供することが義務付けられました。

健康被害の情報提供については、特定保健用食品も義務となりました。

一方、特定保健用食品（通称トクホ）は、効果と安全性を審査して国が許可した食品のことだよ。



② 表示方法等の見直し(令和8年8月31日まで経過措置)

機能性表示食品であることの表示方法と表示位置を見直し、「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではないこと」や、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない」ことを表示することとなります。また、摂取する上での注意事項として、医薬品等との相互作用や過剰摂取防止のための注意喚起を具体的に記載することとなります。

他の改正内容についても知りたい場合は、消費者庁HPをご確認ください。



消費者庁HP

健康食品を利用する際の注意すべきポイント



健康食品とは、一般的に、健康に良いことをうたった食品全般のことです。様々な健康食品がありますが、本来、健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、食事、運動、休養の質を高めるための補助的なものということを理解しましょう。

◇ 広告をうのみにしないで

広告のキャッチコピーや利用者の体験談のみを信用するのではなく、自分自身で製品に含まれている成分の安全性と有効性に関する情報を調べてみましょう。

注意すべき
ポイントについては
こちらもチェック！



健康食品Q&A
(消費者庁HP)



消費者庁

◇ 不調を感じたら医師に相談を

健康食品は医薬品ではありません。過度な効果を期待して利用しないようにしましょう。また、思わぬ健康被害を受けることがありますので、不調を感じたら必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。

..... 仙台市の食品表示に関する相談窓口



●品質事項（原材料・原産地・内容量など）

仙台市消費生活センター 022-268-7040 (直通)

●衛生事項（期限表示・添加物・アレルゲンなど）

各区保健福祉センター衛生課

※食品の喫食が原因と疑われる体調不良に関する相談も、衛生課にご連絡ください。

●保健事項（栄養成分表示など）

各区保健福祉センター家庭健康課

青葉区 022-225-7211 (代表)

宮城野区 022-291-2111 (代表)

若林区 022-282-1111 (代表)

太白区 022-247-1111 (代表)

泉区 022-372-3111 (代表)

気をつけて! 製品事故 -災害時編-

地震や大雨などの災害時には、災害そのものによる被害だけでなく、災害をきっかけにした製品事故も発生しています。二次災害を防ぐために気をつけるポイントを平時から確認しておきましょう。

もっと詳しく知りたい場合は
(独)製品評価技術基盤機構HPへ



災害発生時 ~電気ストーブによる火災~

事例

- 地震の揺れによって電気ストーブに物が落下。スイッチに当たったため電源が入り、火災が発生。
- 地震の揺れにより転倒OFFスイッチが作動したが、ヒーターが高熱になっていたため火災が発生。



ポイント

- 揺れが収まったら、電気製品の電源を切り、電源プラグを抜く。ブレーカーを切る。ガス機器の元栓を閉める。
- 家具を固定する、暖房器具の周りに可燃物を置かない、感震ブレーカーを取り付けるなど、普段から備えておく。



災害発生後 ~携帯発電機による一酸化炭素中毒・カセットこんろによる火災~

事例

- 台風発生時に屋内で携帯発電機を使用。部屋に排ガスが充満して一酸化炭素中毒になり死亡。
- カセットこんろを使用中、装着していたポンベが破裂し、火災。経年劣化によるガス漏れが原因。



ポイント

- 携帯発電機は屋内では絶対に使用しない。屋外の風通しの良い場所で使用する。
- カセットこんろ、ポンベの経年劣化に注意する。
- こんろは狭い場所や可燃物のそばで使用しない。こんろを覆う大きな鍋や鉄板は使用しない。



まずは身の安全の確保が最優先だよ

災害発生後 ~石油給湯器・延長コードによる火災~

事例

- 石油給湯器から火災。災害後、エラー表示や焦げる臭いがしていたが、修理を受けずに使い続けていた。
- 地震によるコードの損傷に気づかず使用。ショートして発火し、火災発生。



ポイント

- ブレーカーが切れていることを確認する。
- 製品が損傷したり水没したりしていないか、動作に異常がないかを慎重に確認する。

動画で学ぼう! 仙台市消費生活センター YouTubeチャンネル

相談が多く寄せられている若者・高齢者の消費者トラブル事例を紹介したアニメーション動画や、消費者教育ウェブ教材「伊達学園」の紹介動画などを配信しています。ぜひご覧ください!



啓発動画
「だまされてるかも
点検商法に
気をつけて!」



啓発動画
「ちょっと待って!」



紹介動画
「伊達学園のススメ」



契約トラブルなどで迷ったときや困ったときは1人で悩まず早めにご相談ください。

仙台市消費生活相談ダイヤル

022-268-7867

相談時間 月曜から金曜 9:00~17:00(受付16:30まで)
土曜 9:00~16:00(受付16:00まで)
※休館日 日曜・祝日・年末年始

消費者ホットライン

188(局番不要)

インターネット消費生活相談

仙台市オンライン申請システムからご利用いただけます。
詳しくはホームページをご覧ください。

ご相談は仙台市在住または通勤・通学の方が対象です。

仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

TEL 022-268-7040 FAX 022-268-8309
E-mail sim004140@city.sendai.jp



仙台市消費生活センター ホームページ

「ゆたかなくらし」はホームページでもご覧いただけます。

